

厚生年金保険

2017.9.1

I. 概要

厚生年金保険は、老後や、障害が残った場合の生活の保障をしたり、あるいは死亡した場合、その方の遺族の生活の保障を目的とした保険です。

II. 加入要件

雇用契約期間が2か月を超える、または2ヶ月を超える見込みがあること。

ただし、下記の要件すべてに当てはまる場合に限りです。

① 一般の労働者

・1週間の所定労働時間と1ヶ月間の所定労働日数が、当社の一般社員の4分の3以上である方

② 短時間の労働者（2016年10月より）

・週の所定労働時間が20時間以上である方

* 週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時をいいます。

・雇用期間が1年以上見込まれる方

・賃金の月額が88,000円以上である方

* 時給×1日の所定労働時間×1か月の勤務日数

※健康保険と厚生年金は基本的にはセットでの加入となります。

健康保険についての詳細は別紙をご参照下さい。

III. 保険料の負担額

厚生年金保険料の額は、標準報酬月額×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。標準報酬月額等級や保険料率は、保険料計算の基礎であり、一定期間ごとに見直されることになっています。

【被保険者負担額】※2017年9月分保険料～(10月納付分)

標準報酬月額×9.15%

厚生年金保険

2017.9.1

IV. 給付の種類

老 齢 年 金	老齢基礎年金 日本年金機構 詳しくはこちら 20歳から60歳までの間に納めた保険料額に応じて、65歳から支給されます。(支給要件有)
	老齢厚生年金 日本年金機構 詳しくはこちら 厚生年金の被保険者期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。
障 害 年 金	障害基礎年金 日本年金機構 詳しくはこちら 国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。
	障害厚生年金 日本年金機構 詳しくはこちら 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。 なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。 ※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
遺 族 年 金	遺族基礎年金 日本年金機構 詳しくはこちら 国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までの間にある子(障害者は20歳未満)のいる配偶者」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。
	遺族厚生年金 日本年金機構 詳しくはこちら 厚生年金に加入中の方が亡くなったとき(加入中の傷病がもとで初診日から5年以内の場合)、その方によって生計を維持されていた遺族(1.配偶者または子、2.父母、3.孫、4.祖父母の中で優先順位の高い方)に遺族厚生年金が支給されます。 ※子のある配偶者または子には、遺族基礎年金も併せて支給されます。なお、子は遺族基礎年金の受給の対象となる子に限ります。